



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月10日（火） 第10304号

■ 目 次

ページ

告 示

○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）

2

■ 告 示

◎群馬県告示第147号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年6月10日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年7月11日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	群馬県計量検定所 クレーン棟
令和7年7月29日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	富岡市生涯学習センター

備考

計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会